

優遇税制対象機種のご案内（2025年11月）

弊社製品の優遇税制対象機種は表1に記載の通りです。

証明書を発行できる資産計上区分は、表2に掲載されている区分に限られますのでご了承ください。

証明書をご希望の方は、最寄の弊社支店・営業所までお問い合わせ願います。

(表1)

機種	「●」… 税制対象 「―」… 税制対象外	備考
▼クローラークレーン		
SCX550-3C5	●	
SCX700-3C5	●	・マイナーチェンジ前の機種は2025年12月取得分までが対象 ・マイナーチェンジ後の機種は2026年1月以降も対象
SCX900-3C6	●	
SCX1200-3C6	●	
SCX2000-3C5	●	
SCX3500-3C5	●	2026年12月取得分までが対象
6000SLX-C3	―	
▼ハイラインプル仕様		
800HLX-C5	●	
1000HLX-C6	●	
1500HLX-C6	●	
2000HLX-C5	●	
▼テレスコピッククローラークレーン		
650TLX-C4	●	2025年12月取得分までが対象
▼基礎機械、地盤改良機		
SDX207-C2	―	
SDX407-2C3	●	掘削トルク88kN・m(9tf・m)仕様機（※1） または、リーダ式が税制対象機
SDX612-C4	●	2025年12月取得分までが対象
SGX120S-2C3	―	

※1：標準仕様の掘削トルクは、69kN・m(7tf・m)

注1：各モデル名に続く“C”以下のコードは、下記、オフロード法（特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律）
基準年適合エンジン搭載機であることを示します。

C3：2006年基準適合エンジン搭載機

C4：2011年基準適合エンジン搭載機

C5：2014年基準適合エンジン搭載機

C6：欧州オフロードエンジン第5次排出ガス規制適合エンジン搭載機

注2：当リストは、2025年11月現在のものです。

注3：証明書発行までに1～2週間を要しますので、余裕をもってお申込みください。

注4：機械取得後に経営力向上計画を提出する場合、60日以内に主務大臣に計画を提出する必要があります。

注5：ハイキャブ仕様、リフトキャブ仕様等の特殊な機種については別途お問い合わせ願います。

(表2)

証明書を発行できる資産計上区分
1 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備(No.4)
2 石油製品又は石炭製品製造業用設備(No.9)
3 窯業又は土石製品製造業用設備(No.13)
4 鉄鋼業用設備(No.14)
5 非鉄金属製造業用設備(No.15)
6 はん用機械器具(No.17)
7 生産用機械器具(No.18)
8 業務用機械器具(No.19)
9 輸送用機械器具製造業用設備(No.23)
10 農業用設備(No.25)
11 林業用設備(No.26)
12 漁業用設備(No.27)
13 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備(No.29)
14 総合工事業用設備(No.30)
15 運輸に附帯するサービス業用設備(No.41)
16 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備(No.43)
17 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの(No.55)